

行動計画（案）の修正箇所一覧

第 3 回協議会で頂いたご意見、協議会後のご意見、及び今年度データ収集等を行った結果をもとに、以下のように修正した。

No.	頁	修正内容	備考
1	表紙 タイトル 年月	【修正】 「行動計画(仮称)素案」→「行動計画（案）」 「平成 28 年 3 月」→「平成 28 年 11 月」	
2	表紙 策定者	【追記】 「環境省北海道地方環境事務所」	協議会意見反映 No. 3 関連
3	p. 3 3 行目	【修正】 「北海道ブロック協議会において策定する。」→「北海道ブロック協議会における検討等を踏まえ策定する。」	協議会意見反映 ・「ブロック協議会において」と記載してしまうと、第三者が読んだ時に、ブロック協議会が策定主体と受け取られる場合があるため、地方自治体の意見を聞いて環境省が定めるという文言に改めた方がよいのではないか。 ・行動計画の策定主体が明確ではない。ブロック協議会が策定するという位置付けになっているが、ブロック協議会は行動計画の中身を議論する場であり、策定主体は環境省になると思う。 (第 2 回協議会においても指摘有り)
4	p. 3 図 3-1	【修正】 最新の関係図に差し替え	
5	p. 5	【修正】 人口等のデータを最新の値に修正	協議会後の意見反映 人口等のデータについては、最新版とすべき。
6	p. 8	【追記】 「特に、一般廃棄物担当職員数は・・・必要がある。」	データ収集結果にもとづいて追記
7	p. 13	【修正】 『資料編の「7. P R T R 制度等を活用した情報収集」及び「8. 民間事業者等からの必要な情報の入手及び整理」において、P R T R 制度や民間事業者からの情報を基に、発災時に発生する可能性のある有害物質を	有害物質などについて記載

		含んだ廃棄物の発生可能性等について示す。』 →『また、廃自動車、・・・も発生する。』	
8	p. 15 表 5-1-1 6)	【修正】 支援と受援の順序を入れ替え	協議会意見反映 受援、支援の順については、北海道で発生した災害廃棄物の処理を行うことが主であり、支援は次の段階ではないか。支援ではなく、受援を先に記載した方が良い。
9	p. 18 1 行目	【修正】 「仮置場は、災害時に早期において必要となるため、平時から・・・」→「仮置場は、災害時に早期に設置が必要となるため、市町村においては平時から・・・」	協議会意見反映 p18～19 について、仮置場の選定の主体が明確にされていない。p42 で仮置場の選定・調整は市町村が主体との記載があるため、p18～19 にも同様に明記した方が良い。
10	p. 19 2 行目	【追記】 「仮置場は、基本的には・・・調整を図る。」	データ収集結果にもとづいて追記
11	p. 19 3～5 行 目	【追記】 「特に、市民仮置場は・・・確保しておく必要がある。」	協議会意見反映 発生量の多い災害廃棄物について検討するのも大事だが、過去の経験から生活ごみの処理にも触れた方が良い。
12	p. 19 図 5-4-1	【修正】 第 1 段階 「法律・条令等」→「法律・条例等」	協議会後の意見反映 第 1 段階の「法律・条令等」→「法律・条例等」
13	p. 19 図 5-4-1	【修正】 仮置場の配置例を p. 18 に図示。順位付けは必ずしも必要ではないため、削除。配置計画や総合的な評価については発災後に行うものとして明記。 第 3 段階 「・・・評価項目を設定し、現地を確認するとともに仮置場の配置計画を作成し、総合評価により、仮置場候補地の順位付けを行う。 ・総合評価による点数に基づき、最終候補地を選定する。」	協議会後の意見反映 第 3 段階にある仮置場の「配置計画」について、どのようなものか示すべき。 また、総合評価により順位付けを行うとしているが、どのようにやるのか示すべき。

		→「・・・・評価項目を設定し、候補地を複数選定しておく。 ・発災後は現地を確認するとともに、総合的に評価して仮置場を選定し、配置計画を作成する。」	
14	p. 20	【追記】 「被災市町村における仮置場の搬入、家屋解体、処理・処分等の」	協議会後の意見反映 「廃棄物処理を、国の補助事業として実施する場合には、進捗状況を定期的に国（環境省）に報告する。」とあるが、どのように報告するのか示すべき。
15	p. 21	【修正】 「各種凍結対策が必須（凍結対策マニュアル）となる。」→「各種凍結対策を検討する必要がある。」	協議会後の意見反映 「凍結対策マニュアル」とあるが、どのようなものか示すべき。
16	p. 22	【修正】 「収集運搬方針」→「収集運搬における配慮事項」	協議会後の意見反映 「収集運搬方針」とあるが、ここだけ「方針」としている意図が不明。
17	p. 24	【追記】 「受け入れ先（土木建築関係部局や民間事業者等）をはじめとする」	協議会後の意見反映 「・・・・関係機関と情報を共有し、・・・・」とあるが、関係機関とはどこか示すべき。
18	p. 27 中段	【追記】 「北海道が主体となって」	協議会意見反映 産業廃棄物に関しては市町村が主体ではないと思うので、北海道になるなど、主体を明確にした方が良い。
19	p. 28 5-8	【追記】 「5-8 有害物質等への対応」を新規に追加	データ収集結果にもとづいて追記 協議会後の意見反映 「5－8 有害物質等への対応」においては、アスベストに関しての記載をしていただきたい。
20	p. 28 5-9	【修正】 受援と支援の順序を入れ替え	協議会意見反映 No. 8 関連

21		【追記】 「これらの具体的な手続きについては、平時から検討しておく必要がある。」（修正箇所最終文）	協議会意見反映 行動計画にどこまで記載するかは分らないが、隣接自治体や他ブロックとの支援、受援について、具体的な手続きの手順を事前に決めておかなければならない。行動計画の資料編に記載する方法もあるが、手順を定められない場合は、今後検討すべきと記載した方が良いのではないか。
22	p. 33	【追記】 「人口密度が低く」	協議会後の意見反映 「・・・北海道は、他の地域に比べ、仮置場が比較的容易に確保できると考えられるため、・・・」とあるが、根拠は何か。
23	p. 34 1 行目	【追記】 「平時から、・・・場合もあることから、」	データ収集結果にもとづいて追記
24	p. 36 最終文	【追記】 「現状では、・・・促進する必要がある。」	データ収集結果にもとづいて追記
25	p. 41	【追記】 【処理計画の作成】 ○市町村は、大規模災害に備え、都道府県の策定する処理計画等の関連計画と整合を図りながら、仮置場の選定や民間事業者との災害協定等の締結を進め、処理計画を策定する。」	協議会後の意見反映 市町村の平時の対応に、処理計画の策定についての記載がない。
26	p. 43 表 6-3-1	【修正】 「建設事業者、解体業者等は、地方自治体からの委託を受けて災害廃棄物処理への協力を行う。」→「建設事業者、産業廃棄物処理業者、解体業者等の民間事業者は、地方自治体からの委託を受けて災害廃棄物処理への協力を行う。」	協議会意見反映 「建設事業者、解体業者等は、地方自治体からの委託を受けて災害廃棄物処理への協力を行う。」とあるが、言い切ってもよいのか。協議会に参加していない業者もあることを考慮すべきである。
27	p. 45 8-1	【修正】 『・・・策定状況を今後必要な情報を入手し資料編の「9. 北海道ブロック内の関係者の対応状況の共有」に示す。』 →『・・・策定状況を定期的に把握する。・・・	データ収集結果にもとづいて修正

		災害廃棄物処理計画策定状況を示す。』	
28	p. 45 8-2	【修正】 『民間事業者からの有用情報等ついて、今後必要な情報を入手し、資料編の「10. 有用情報」に示す。』→『民間事業者からの有用情報等ついては、継続的に情報を入手し、・・・必要に応じて関係者間で情報を共有する。』	データ収集結果にもとづいて修正
29	資料4～ 11	—	今後データを更新・修正予定
30	資料 12 5	【追記】 「ただし、十分な面積を・・・調整を図る。」	データ収集結果にもとづいて追記
31	資料 12 6	【修正】 「北海道ブロック内での国、北海道、市町村の連携について、発災時の北海道内での連携が必要と考えられる項目について振興局毎に整理し、北海道内での連携による応援が必要な地域や項目について検討する。 取りまとめは、地震規模・被災状況により対応する内容が異なるため、対象とする地震毎に整理を行う。」 →「発災時に北海道ブロック内の・・・検討する。」	データ収集結果にもとづいて修正 ※今後 No. 29 の結果にもとづき修正予定
32	資料 13 7	【修正】 「災害廃棄物の質の観点から、有害物質等により汚染された災害廃棄物の発生可能性を市町村が検討できるよう、PRTR 制度等を活用した情報収集を今後可能な限り実施する。」→「PRTR 制度による業種別届出事業所数を・・・(資料 15 図 6 まで)」	データ収集結果にもとづいて修正
33	資料 16 8	【修正】 「8. 北海道ブロック内の関係者の対応状況の共有 (1) 北海道内の災害廃棄物処理計画の策定状況 北海道内の災害廃棄物処理計画の策定	データ収集結果にもとづいて修正

		状況を今後示す。 (2) 民間事業者等の BCP（事業継続計画）の策定状況 民間事業者等の BCP（事業継続計画）の策定状況を今後示す。」 →現在の策定状況等をグラフと共に記載	
34		【削除】 8. 民間事業者等からの必要な情報の入手及び整理 有害物質を含んだ廃棄物の発生可能性等について、今後民間事業者等から必要な情報を入手し整理する。 10. 有用情報 北海道が管理する既存施設のリスト（災害廃棄物を受入れ可能な施設のリスト、セメント等の製造事業者による協力の可能性等）、市町村が管理する仮置場や仮設処理施設の候補地のリスト、災害協定等の締結状況、民間事業者からの有用情報等の有用な情報について、今後必要な情報を入手し整理する。	データ収集状況から検討した結果、削除